

令和4年3月31日

立山町地域防災計画の修正について（要旨）

1 地域防災計画の修正

市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行うこととなっている。

令和3年度においては、法改正等に伴い立山町地域防災計画の一部改訂が必要になったことから、立山町防災会議にて修正したものである。なお、開催形式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とし、各委員により審議されたものである。

2 修正の要旨

(1) 避難情報の名称等の変更

災害対策基本法の一部を改正する法律が令和3年5月20日付で施行されたことに伴い、市町村が発令する避難情報の名称等が変更になったことから、所要の修正を行ったもの。

(2) 火山災害編の追加

活動火山対策特別措置法第6条第1項に基づき、市町村防災計画において市町村長が行う通報及び警告に関する事項や避難施設に関する事項、その他警戒避難体制に関する事項等について定めなければならないことから、これらの事項を火山災害編として追加したもの。

3 改訂日

令和4年3月22日